

## 第 1 1 2 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成20年 6月27日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）における次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 発達障害（広汎性発達障害）の有病率を研究する理由がわかる文書（○さんの分）
- (2) 上記研究でのアスペルガー障害の定義が記載されている文書
- (3) （上記研究での）自閉性障害の定義が記載されている文書

2 同年 7月11日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 7月14日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

この研究の意味は、児童相談所が持っている情報を発掘すれば、有病率を把握できることから、研究者本人にとってのみ有効となる研究である。児童相談所が統計数値の把握をする必要がないと考えている中においては意味のない研究である。職として参加しているので、文書は存在する。

## 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

「名古屋市西部における広汎性発達障害の有病率—療育センター受診児童からの推定値—」（学会の機関誌「小児の精神と神経」第46巻第 1号。以下「本件論文」という。）が、本件公開請求に係る研究であり、児童福祉センターの前療育室主幹〇〇〇〇が共同研究者となっている。

本件論文は職として参加しているのではなく、勤務外において日本小児精神神経学会会員としての研究活動によるもので、本件公開請求に係る文書は児童福祉センターにおいて、作成及び取得していない。

## 第 5 審査会の判断

### 1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

### 2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 本件公開請求に係る職員は、児童福祉センターの前療育室主幹である。

当該職の職務は、障害児の医学的指導、発達障害者の相談及び支援であって、研究を行うことは職務とされていないことから、本件公開請求に係る研究を行うことは、勤務外における研究活動であると認められる。

なお、本件論文には、当該職員の所属として児童福祉センターの名称が記載されているが、学会に論文を投稿する場合、氏名のほか所属名を記載することが通例であり、論文に所属として記載されているとしても、これをもって、職として参加しているとは判断できない。

(2) 当該研究は、児童福祉センターとして行っているものではないから、当該研究における研究理由を児童福祉センターが関知するところではなく、アスペルガー障害あるいは自閉性障害について定義をすることもないと言える。

(3) なお、当該研究に係る論文を児童福祉センターは取得しているが、これは市販されている文書であって、条例第 2条第 2号アに該当するため、行政文書には該当しない。

(4) したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 7月25日	諮問書の受理
7月31日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月 5日	実施機関の弁明意見書を受理
9月18日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知
平成22年 7月13日 (第115回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
12月14日 (第120回審査会)	調査審議
平成23年 1月25日	答申